

令和 8 年 第 3 回 定例会 一般質問 通告事項

6 月 18 日	冠 匡 晃 議員（潮風おのみち）	質問方式：一問一答方式
	<p>1 我々は誰のために政治をするのか</p> <p>(1) 尾道市議会は機能しているのか</p> <p>地方自治は、市長と議会がそれぞれ住民から直接選ばれ、適度な緊張関係と牽制機能を保ちながら、議会が行政を監視・検証することを前提とした二元代表制を基本原則としている。これは、市民の意思を市政に適切に反映し、健全な民主主義を維持するための重要な仕組みである。</p> <p>しかし近年、全国の地方議会では、市長提出議案の大部分が原案どおり可決される状況が続き、二元代表制が形骸化し、議会が行政の追認機関化しているとの指摘が強まっている。尾道市においても、市民の間で議会に対する著しい信頼低下の声が顕著であり、「議会は本当に行政をチェックしているのか」「市長に対する十分な監視機能を果たしているのか」という疑問が広がっている。</p> <p>議会は行政と対立すること自体を目的とするものではない。しかし、必要な場面で是々非々の立場から議論し、行政を適切に監視・検証することは、議会に求められる重要な役割である。そこで、本市議会の実態について伺います</p> <p>ア 平谷市長の5期19年に及ぶ長期政権の中で提出された市長提出議案のうち、当初予算、補正予算及び条例議案について、可決件数、修正可決件数、否決件数をお示し願いたい</p> <p>イ また、修正可決又は否決となった案件名及びその主な理由についても併せてお示し願いたい</p> <p>ウ この現状を、市長はどのように評価されているのか</p> <p>(2) 尾道市議会の実態について</p> <p>本市においては、生徒数減少が進む中で屋上にプールを備えた新校舎建設をはじめ、市民の多くが異を唱える重要議案が修正されることなく可決されている。</p> <p>また、全国ニュースとなったいじめ問題や官製談合など、度重なる不祥事においても、その対応や責任を厳しく追及する議員はごく少数に限られている。</p> <p>こうした状況が続く中、本市では出生数の減少や子育て世代の転出超過も続いている。市民の間からは、「議会は本当に市民の声を市政に反映できているのか」との疑問の声も聞かれるところである</p>	

<p>6 月 18 日</p>	<p>ア なぜこのような現状になっているのか イ 行政を監視・検証する立場である議会のこのような現状の中で市政を進めていくことを、市長は 二元代表制の本来の姿として健全なものとして認識されているか。 また、その評価はどのような指標や根拠に基づくものか ウ 市長ご自身は、議員が市長提出議案に対して異を唱えにくくなるような圧力がかかっている実態を認識されているか (3) 市長として、議会に求める『あるべき姿』をお聞かせ願いたい (4) 次期市長選挙への出馬の意思についてお聞かせ願いたい</p> <p>2 市民への安全な水の供給について 三原市本郷町では、産業廃棄物最終処分場をめぐり、水質汚染の問題が長年続いている。 この処分場は、水源地の上流部に建設されたことから、住民は当初から地下水や河川、水道水への影響を懸念し、反対運動や裁判を続けてきた。 実際に、処分場からの放流水については、これまでに BOD や鉛などの基準超過が確認され、広島県による行政指導や搬入停止措置が行われた経緯がある。 にもかかわらず、広島県は処分場の設置許可を維持し続け、裁判においても住民ではなく処分 場事業者側の主張に沿う形で許可の正当性を主張してきた。そのため住民の間では、「県は住民の不安や生活環境の保全よりも、事業の継続を優先しているのではないか」との不信感も生じている。 また、この問題を巡っては、住民が広島県を相手取り設置許可の取消しを求めて提訴し、一審の 広島地裁は県の審査に看過し難い過誤や欠落があったとして住民側勝訴の判決を下した。しかし、その後の高裁判決では一転して県側が勝訴し、現在も地域住民の不安や懸念は解消されていない状況である。 この問題は単に一つの処分場の問題ではなく、水源地の保全や住民の安全・安心を誰が守るのか、そして行政は住民と事業者のどちらを向いて仕事をするのかが問われている事例であると考え</p> <p>(1) 本市は、水源地上流部への産業廃棄物最終処分場の設置について、どのようなリスクがあると認識しているか (2) この問題を受け、三原市と協議や情報共有をしているか (3) 本市の水源地周辺に同様の計画が持ち上がった場合、どのような基準で賛否を判断するのか (4) 同様の問題が起きた際、市長は市民側に立ち、市民の生活を守ることができるか</p>
-----------------------------	--

<p>6 月 18 日</p>	<p>3 予防接種事業の責任の所在 もし娘が元気だったら 今はどんなふうにも暮らしているだろう 結婚しているかもしれない 子どもが生まれていたかもしれない 第一線で働いていたかもしれない あまり考えるタイプではないんだけど ふと思ってしまう 娘の人生は大きく変わった 健康を失っただけではなくて 可能性のある未来が閉ざされた 私の安易な行動の代償はあまりに大きい 悔やんでも悔やんでも悔やんでも元には戻らない 私のような母親を増やしてはいけない 娘のような被害者を出してはいけない 梅本邦子</p> <p>これは先日SNSに投稿された、子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）の副作用により娘の健康と将来を奪われ、その後も様々な差別や誹謗中傷、生活上の困難に直面しながら、子宮頸がんワクチン訴訟の原告の一人として闘い続けている母親の言葉である。</p> <p>尾道市にも、同様に子宮頸がんワクチンの被害により、治療もないまま十年以上困難な生活を強いられている被害者が複数いる。</p> <p>子宮頸がんは定期検診により、ほぼ防げる非常にリスクの低い病気である。それに対し、予防効果が限定的な上、重篤副反応リスクが高いワクチンの接種が推奨され続けている。被害者たちは一様に「知っていたら打たなかった」という。</p> <p>薬は病気になった後、その病気による危険性と副作用のリスクを比較して使用するものである。</p> <p>一方、ワクチンは健康な人に対して、将来かかるかもしれない病気を予防する目的で接種するものである。</p> <p>つまり、現在は健康で、このまま健康に過ごせる可能性が高い人にも接種されるため、副反応やリスクを伴う医療行為であるという点で、薬とは性質が大きく異なる。</p> <p>コロナワクチンにおいても、死亡や重篤副反応を大勢の被害者を生んだが、各地の地方自治体のデータや被害者、その家族の証言などから、この数は氷山の一角に過ぎないと判断される。</p> <p>本市の予防接種事業について</p>
-----------------------------	---

<p>6 月 18 日</p>	<p>(1) 対象者に送付されるチラシ、特に小児ワクチンについて、接種の義務でないものを義務と勘違いさせている現状を度々議会で指摘してきたが、改善しない。なぜ、「強制ではありません」という一文を添えることをしないのか</p> <p>(2) 日本における新型コロナワクチンの副反応疑い報告件数と健康被害救済制度の申請件数、および認定件数と、それぞれの死者数は。 同様に、本市における件数とその年代の内訳は</p> <p>(3) 本市における予防接種事業において、副反応リスクの周知、また病気のリスクとワクチンのリスクとの比較ができる判断材料が十分に示されているという認識か</p> <p>(4) なぜ健康被害救済制度、障害年金の周知の徹底、副反応被害者への積極的な支援や、把握されていない健康被害の調査をしないのか</p> <p>(5) 接種後に健康被害を受けた市民やその家族から見ても、市の対応は誠実かつ十分であったと考えるのか</p>
-----------------------------	--